

相模原市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月22日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第81号

相模原市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例

相模原市学校給食費の管理に関する条例(令和4年相模原市条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(令和5年度における学校給食費の徴収の特例)

- 4 市長は、第3条第1項の規定にかかわらず、令和6年1月1日から同年3月31日までの間に相模原市立小学校及び義務教育学校(前期課程に限る。)において実施される学校給食に係る学校給食費については、徴収しない。
- 5 前項の規定は、同項に規定する学校給食を受ける児童の属する世帯が生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものを受けている期間において当該児童が受ける学校給食に係る学校給食費については、適用しない。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。